

用地調査等共通仕様書（新旧対照表）

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>用地調査等共通仕様書用地調査等共通仕様書</p>	<p>用地調査等共通仕様書用地調査等共通仕様書</p>
<p>第1条～第34条 (略)</p>	<p>第1条～第34条 (略)</p>
<p>(個人情報の取扱い) 第35条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、宮崎県個人情報保護条例(平成14年条例第41号)、知事が保有する個人情報の保護等に関する規則(平成15年規則第2号)、宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第45号)等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 2～11 (略)</p>	<p>(個人情報の取扱い) 第35条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、宮崎県個人情報保護条例(平成14年条例第41号)、宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第45号)等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 2～11 (略)</p>
<p>第36条 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第41条で示す作業計画書に流出防止対策を記載するものとする。 2 (略) (1)～(4) (略) (5) 電子情報の管理体制の確保 ①受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責任を負う者(以下「情報管理責任者」という。)を選任及び配置し、第41条で示す作業計画書に記載するものとする。 ② (略) (6)～(7) (略) 3 (略)</p>	<p>第36条 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第42条で示す作業計画書に流出防止対策を記載するものとする。 2 (略) (1)～(4) (略) (5) 電子情報の管理体制の確保 ①受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責任を負う者(以下「情報管理責任者」という。)を選任及び配置し、第42条で示す作業計画書に記載するものとする。 ② (略) (6)～(7) (略) 3 (略)</p>
<p>第37条～第39条 (略)</p>	<p>第37条～第39条 (略)</p>
<p>(打合せ等) 第40条 (略) 2～3 (略) (新設)</p>	<p>(打合せ等) 第40条 (略) 2～3 (略) 4 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。 ※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</p>
<p>第41条～第77条 (略)</p> <p>(協議) 第78条 受注者は、第74条で規定する資料等の収集整理に当たり、管轄登記所等との折衝の結果、その処理に困難なものがある場合には、調査職員と協議し、指示を受けなければならない。</p>	<p>第41条～第77条 (略)</p> <p>(協議) 第78条 受注者は、第76条で規定する資料等の収集整理に当たり、管轄登記所等との折衝の結果、その処理に困難なものがある場合には、調査職員と協議し、指示を受けなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>第79条～第82条 (略)</p> <p>(木造建物)</p> <p>第83条 木造建物〔Ⅰ〕の調査は、中央用地対策連絡協議会が定める建物移転料算定要領(案)(以下「建物要領」という。)別添一木造建物調査積算要領(以下「木造建物要領」という。)により行うものとする。この場合において、建物要領第1条及び別記曳家移転料算定要領第1条中「基準細則」とあるのは「運用方針」と読み替えるものとする。</p> <p>2 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査は、木造建物要領を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(木造特殊建物)</p> <p>第84条 木造特殊建物の調査は、前条第2項及び第3項を準用するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>第85条～第92条 (略)</p> <p>(建物等の配置図の作成)</p> <p>第93条 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 構造概要</p> <p>⑦ 建築面積(一階の床面積をいう。以下同じ。)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>(木造建物)</p> <p>第95条 木造建物の図面及び調査書は、第83条の調査結果を基に作成するものとする。</p> <p>2 木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、木造建物要領により作成するものとする。</p> <p>3 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の図面及び調査書は、木造建物要領を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。</p>	<p>第79条～第82条 (略)</p> <p>(木造建物)</p> <p>第83条 木造建物〔Ⅰ〕の調査は、軸組工法により建築されている木造建物にあつては、中央用地対策連絡協議会が定める建物移転料算定要領(案)(以下「建物要領」という。)別添一木造建物調査積算要領〔軸組工法〕(以下「木造建物要領」〔軸組工法〕という。)により行うものとし、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている木造建物にあつては、建物要領別添一の二木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕(以下「木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕」という。)により行うものとする。この場合において、建物要領第1条及び別記曳家移転料算定要領第1条中「基準細則」とあるのは「運用方針」と読み替えるものとする。</p> <p>2 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査は、木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかを準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(木造特殊建物)</p> <p>第84条 木造特殊建物の調査は、木造建物要領〔軸組工法〕を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。</p> <p>2 前項の実施に当たっては、取扱要領第7条の各項目別補正率表に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。</p> <p>第85条～第92条 (略)</p> <p>(建物等の配置図の作成)</p> <p>第93条 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 構造概要・建築工法</p> <p>⑦ 建築面積</p> <p>⑧ (略)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>(木造建物)</p> <p>第95条 木造建物の図面及び調査書は、第83条の調査結果を基に作成するものとする。</p> <p>2 木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかにより作成するものとする。</p> <p>3 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の図面及び調査書は、木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかを準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。</p>

改正前	改正後
<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(木造特殊建物)</p> <p>第96条 (略)</p> <p>2 図面は、木造建物要領を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3 調査書は、木造建物要領に準じ、次の各号により作成するものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>第97条～第105条 (略)</p> <p>(法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定)</p> <p>第106条 既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、第94条の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認める場合に、運用方針第15第3項の定めるところにより行うものとする。</p> <p>(木造建物)</p> <p>第107条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第95条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については、木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。</p> <p>なお、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の推定再建築費の積算に当たっては、木造建物要領第2条第3項に定めるところによるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(木造特殊建物)</p> <p>第108条 木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第96条で作成した図面及び調査書を基に積算するものとする。</p> <p>なお、その積算に当たっては、木造建物要領第2条第3項に定めるところによるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第109条～第119条 (略)</p> <p>(居住者等に関する調査)</p> <p>第120条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(木造特殊建物)</p> <p>第96条 (略)</p> <p>2 図面は、木造建物要領〔軸組工法〕を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3 調査書は、木造建物要領〔軸組工法〕に準じ、次の各号により作成するものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>第97条～第105条 (略)</p> <p>(法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定)</p> <p>第106条 既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、第82条の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認める場合に、運用方針第15第7項の定めるところにより行うものとする。</p> <p>(木造建物)</p> <p>第107条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第95条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については、木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかにより、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。</p> <p>なお、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の推定再建築費の積算に当たっては、木造建物要領〔軸組工法〕第2条第3項又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕第2条第3項のいずれかに定めるところによるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(木造特殊建物)</p> <p>第108条 木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第96条で作成した図面及び調査書を基に積算するものとする。</p> <p>なお、その積算に当たっては、木造建物要領〔軸組工法〕第2条第3項に定めるところによるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第109条～第119条 (略)</p> <p>(居住者等に関する調査)</p> <p>第120条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

改正前	改正後
<p>3 前2項の調査は、賃貸借契約書、住民票等により行うものとする。</p> <p>第 121 条 (略)</p> <p>(調査書の作成)</p> <p>第 122 条 (略)</p> <p>2 居住者等に関する調査書は、第 120 条の調査結果を基に居住者調査表(様式第 15 号の 1 及び第 15 号 の 2)に所定の事項を記載することにより作成するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(補償額の算定)</p> <p>第 123 条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 動産移転料の算定は、前条第 3 項で作成した資料を基に動産要領により行うものとする。この場合 において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積を徴するものとする。</p> <p>3 その他、調査職員が不必要と認め指示した場合を除き、原則として、仮住居補償、移転雑費補償等 その他通常生じる損失の補償額の算定を行う。</p> <p>第 124 条～第 125 条 (略)</p> <p>(調 査)</p> <p>第 126 条 土地等の権利者等が消費税法第 2 条第 4 号に定める事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。</p> <p>(1)～(19) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第 127 条～第 193 条 (略)</p> <p>(登記及び権利に関する調査)</p> <p>第 194 条 登記所備付け地図の転写は第 52 条を、土地の登記記録の調査は第 53 条を、権利者の確認調査 は第 54 条をそれぞれ準用するものとし、当該地周辺の登記及び権利関係の阻害要因を調査するものとする。</p> <p>第 195 条～第 200 条 (略)</p>	<p>3 前2項の調査は、住民票、賃貸借契約書等の確認のほか、中央用地対策連絡協議会が定める仮住居等に要する費用に関する調査算定要領(案)(以下「仮住居要領」という。)、中央用地対策連絡協議会が定める家賃減収補償調査算定要領(案)(以下「家賃減収要領」という。)又は中央用地対策連絡協議会が定める借家人補償調査算定要領(案)(以下「借家人要領」という。)により行うものとする。この場合において、仮住居要領第 1 条中「基準細則」とあるのは「運用方針」、家賃減収要領第 1 条中「基準細則第 17-2」とあるのは「運用方針第 19」、借家人要領第 1 条中「基準細則」とあるのは「運用方針」と読み替えるものとする。</p> <p>第 121 条 (略)</p> <p>(調査書の作成)</p> <p>第 122 条 (略)</p> <p>2 居住者等に関する調査書は、第 120 条の調査結果を基に居住者調査表(様式第 15 号の 1 及び第 15 号 の 2)により作成することとし、建物を借家・借間している者がいる場合においては、家賃減収要領により作成するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(補償額の算定)</p> <p>第 123 条 (略)</p> <p>2 仮住居等に要する費用、家賃減収補償及び借家人補償の算定は、前条第 2 項で作成した資料等を基に仮住居要領、家賃減収要領及び借家人要領により行うものとする。</p> <p>3 動産移転料の算定は、前条第 3 項で作成した資料を基に動産要領により行うものとする。この場合 において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積を徴するものとする。営業に関する補償額の算定は、監督職員から営業補償の方法につき指示を受けるほか、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該請負契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得た上で、行うものとする。</p> <p>4 移転雑費の算定は、中央用地対策連絡協議会が定める移転雑費算定要領(案)(以下「移転雑費算定要領」という。)により行うものとする。この場合において、移転雑費要領第 1 条中「基準細則第 21」とあるのは「運用方針第 22」と読み替えるものとする。</p> <p>第 124 条～第 125 条 (略)</p> <p>(調 査)</p> <p>第 126 条 土地等の権利者等が消費税法第 2 条第 1 項第 4 号に定める事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。</p> <p>(1)～(19) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第 127 条～第 193 条 (略)</p> <p>(登記及び権利に関する調査)</p> <p>第 194 条 登記所備付け地図の転写は第 52 条を、土地の登記記録の調査は第 53 条を、権利者の確認調査 は第 55 条をそれぞれ準用するものとし、当該地周辺の登記及び権利関係の阻害要因を調査するものとする。</p> <p>第 195 条～第 200 条 (略)</p>

改正前

様式第15号の2

居住者等調査表

(借家・借間)		調査者		調査年月日		整理番号	
住所							
氏名又は名称					電話番号		
続柄	氏名	生年月日	職業	勤務先所在地			
世帯主又は法人を代表する者		年月日					
		年月日					
		年月日					
家主氏名			家賃	月	円	権利金敷金	円
借家面積			借間面積		住居面積	㎡	
借家・借間契約年月日	年	月	日	契約期間	賃貸借契約書 住民票等の 有無		
使用状況	入居日	年	月	日	入居期間		
備考	家賃差について、特記すべき事情がある場合は、該当欄に記載する。						

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

改正後

様式第15号の2

居住者等調査表

(借家・借間)		調査者		調査年月日		整理番号	
住所							
氏名又は名称					電話番号		
続柄	氏名	生年月日	職業	勤務先所在地			
世帯主又は法人を代表する者		年月日					
		年月日					
		年月日					
家主氏名			家賃	月	円	権利金敷金	円
借家面積			借間面積		住居面積	㎡	
借家・借間契約年月日	年	月	日	契約期間	住民基本台帳、 住民票、賃貸 借、契約書等の 有無		
使用状況	入居日	年	月	日	入居期間		
備考	家賃差について、特記すべき事情がある場合は、該当欄に記載する。						

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

改正前

「別記3」建物等区分表
(第4・83・84・85・86・87・88・89・90・91条)

表1 建物区分

区分	判断基準
木造建物〔Ⅰ〕	(新設) 土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 軸組(在来)工法 により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物 (新設)
木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 軸組(在来)工法 により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物
木造建物〔Ⅲ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組(在来)工法以外の工法により建築された建物
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 軸組(在来)工法 により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で 建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的 価値を有する建物
非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、 コンクリートブロック造等 の建物
非木造建物〔Ⅱ〕	石造、レンガ造 及びプレハブ工法により建築 されている鉄骨系又はコンクリート系 の建物)

(注) (略)

表2～表3 (略)

改正後

「別記3」建物等区分表
(第4・83・84・85・86・87・88・89・90・91条)

表1 建物区分

区 分	判 断 基 準
木造建物〔Ⅰ〕	以下のいずれかに該当する建物 ・土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 軸組工法 により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物 ・ 主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている専用住宅で平屋建又は2階建の建物
木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 軸組工法 により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物
木造建物〔Ⅲ〕	木造建物〔Ⅰ〕及び木造建物〔Ⅱ〕以外の建物
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 軸組工法 により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的 価値を有する建物
非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造 若しくはコンクリートブロック造の建物又は鉄鋼系プレハブ工法(軽量鉄骨造)により建築されている専用住宅若しくは共同住宅の建物
非木造建物〔Ⅱ〕	非木造建物〔Ⅰ〕以外の建物(石造、レンガ造等の建物又は鉄鋼系プレハブ工法(重量鉄骨造)、コンクリート系プレハブ工法等により建築されている建物)

(注) (略)

表2～表3 (略)